

労務編

TEL 095-825-1132

FAX 095-827-3658

E-mail info@nagatakaikei.co.jp

URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

長崎県の最低賃金が改正されました！

長崎県の最低賃金が、「平成25年10月20日から1時間664円」に改正されました。
労働者に支払う賃金が最低賃金額以上かどうかを確認し、最低賃金法違反にならないようにしましょう。(派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。)

使用者も、労働者も確認しましょう！
これまでの最低賃金 653円／時間
▼
664円
[効力発生日] 平成25年10月20日



※ ただし、下記の業種については、「産業別最低賃金」が適用されます。

産業別最低賃金	最低賃金額(1時間)	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	779円 平成25年1月2日	<p>1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温温調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。)</p> <p>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務</p>
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	717円 平成25年1月19日	<p>1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業</p> <p>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p>
船舶製造・修理業、 舶用機関製造業	791円 平成25年1月4日	<p>1 適用範囲 船舶製造・修理業・舶用機関製造業</p> <p>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務</p>
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

消費税増税に伴う転嫁拒否等の行為の禁止

消費税の増税が現実的となり、各省庁も消費税の増税に向けた準備が行われています。7月には10月1日施行の消費税転嫁対策法に関するガイドラインのパブリックコメントが公示され、この結果が9月10日に公示されています。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

● 消費税の転嫁拒否等の行為とは・・・

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

①減額、②買いたたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT ① 減額

合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リペートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リペートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品を購入させたり、役務(サービス)を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
- 取引先にティナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 消費税転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

POINT ② 買いたたき

合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的な理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

価格交渉を行う際、本体価格での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶ 本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合

POINT ⑤ 報復行為

消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

※ 消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府の監視・取締りが厳しく行なわれます。

消費税増税に伴う価格表示方法

消費税の価格表示は、現在総額表示が義務付けられていますが、今回の5%から8%の増税、更には8%から10%への改正が予定されていることから、総額表示への対応に追われることが想定されるため、この総額表示義務に対する特例が設けられています。

具体的には、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、税抜表示でも認められることになります。

ただし、税抜価格で表示する場合は、消費者が税込表示だと誤認してしまうことのないような措置を講じなければなりません。

〈具体例〉

- ▶ ○○○円(税抜)
- ▶ ○○○円(税抜価格)
- ▶ ○○○円(税別)
- ▶ ○○○円(税別価格)
- ▶ ○○○円(本体)
- ▶ ○○○円(本体価格)

など